

国際交流委員会規程

1. 国際交流委員会（以下、委員会という）の運営については、日本分析化学会委員会規程によるほか、この規程の定めるところによる。
2. 委員会は、分析化学に関連する国際的な学术交流及び文化の発展等に寄与する活動を行うことを目的とする。
3. 委員会は前条の目的を達成するために以下の作業を実施する。
 - 1) 国際会議など国際交流事業全般の企画・調整を行う。
 - 2) 分析化学に関連する国際会議の主催、共催、後援又は協賛の申請書を受け取り、一次審査を実施して理事会へ提出する。
 - 3) 国際交流事業基金の出納窓口とし、寄付申し込みあるいは基金使用申請を受け付けて、一次審査を実施して理事会に提出する。
4. 委員会は、次期会長、副会長、庶務主務理事、会計主務理事及び委員若干名で構成する。
又、必要に応じて小委員会を設けることができる。
5. 委員の任期は、1年とする。但し、重任を妨げない。
6. 委員会の委員長は、委員の中から会長が指名する。
7. 委員会は、必要に応じて開催する。場合によっては、書面審議により、委員会の開催に代えることができる。委員会の召集は、委員長が行う。
8. 委員会の審議結果は、理事会に報告し、その承認を受けなければならない。
9. 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則 本規程は2001年3月1日から施行する。

2003年12月12日、2006年9月15日 一部改正

付記事項：本会の主な国際交流事業である ICAS 及び ASIANALYSIS に対する国際交流委員会の対応として、次のことを付記しておく。

1. International Advisory Board には、対応が求められた時点での会長と国際交流委員会委員長を推薦する。
2. International Advisory Board メンバーに推薦された会長と国際交流委員長は、その事業が終わるまでは、国際交流委員会委員として留任する。
3. 上記二人以外の International Advisory Board メンバーの選定は、当該国際会議組織委員会に一任する。ただし、推薦が求められた場合には、国際交流委員会から適任者を推薦することができる。
4. 国際会議開催年度の会長及び国際交流委員長には、上記の件を了承していただき、当該国際会議には正式な学会代表としての参加を要請する。ただし、両氏が参加できない場合には、International Advisory Board メンバーないしはその他の会議参加者に、会長は学会代表としての参加を要請することができる。